

## 尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第12回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年4月12日（日）  
開会 午前9時30分  
閉会 午前9時45分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、  
書記 永谷尚子
- 7 議題  
報 告 当日投票所における投票立会人の変更について  
報 告 当日有権者数について  
承認 1号 個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の  
額等の承認について  
第57号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について  
第58号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の  
選任並びにその者が職務を行うべき日について  
第59号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第12回選挙管理委員会を開催いたします。  本日は、愛知県議会議員一般選挙関係の報告事項2件と、尾張旭市議会議員一般選挙に関係する議案等4件でございます。  御審議の程、よろしく申し上げます。  それでは、委員長お願いいたします。
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。本日は愛知県議会議員一般選挙の投票日ということで、皆さん大変ご苦勞様でございますが、1日よろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回及び前々回の会議録につきまして、議案と併せて配付されていますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回及び前々回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>3つの報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは報告事項といたしまして、まず「当日投票所の投票立会人の変更について」ご報告いたします。</p> <p>「投票立会人の変更について」をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、4月3日の第11回選挙管理委員会で議決いただきました投票所の投票立会人のうち、北原山投票区で午前に予定されていた投票立会人が、事情により立会が困難になったため、急きよ下表のとおり変更して選任いたしました。</p> <p>次に、「当日の有権者数について」でございます。</p> <p>既に議決をいただきました期日前投票期間における登録の抹</p>

	<p>消により、4月2日の選挙時登録以後、選挙人名簿の登録から抹消した方につきましてご報告いたします。</p> <p>今回抹消した方は、4月3日から4月11日までに死亡又は国籍を喪失した方、同じく転出された方でございます。</p> <p>日毎の抹消の内訳としましては、本日配布しました抹消者の集計表のとおりでございます。</p> <p>なお、投票区別の有権者数調書を添付しておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>それでは、抹消者名簿を回覧いたしますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	(名簿確認)
委員長	事務局から報告がありましたが、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	次に、承認案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、承認第1号「個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額等の承認について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、平成27年4月3日の選挙管理委員会で個人演説会の施設に指定されました尾張旭市城山コミュ</p>

	<p>ニティセンターについて、公職選挙法施行令第121条の規定により、施設の管理者から公職の候補者等が納付すべき費用の額等について承認申請がありましたので、承認しようとするものでございます。</p> <p>承認第1号の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、承認第1号について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>承認第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>承認第1号は承認されました。</p> <p>続きまして、第57号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第57号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、平成27年4月26日執行の尾張旭市議会議員一般選挙における候補者が使用する腕章等について、この度の愛知県議会議員一般選挙で使用された腕章等に倣</p>

	<p>い、様式を変更しようとするものでございます。</p> <p>様式を変更することにより、腕章等候補者資材の多くの部分で事前調製が可能になり、立候補受付をこれまでより円滑に進めることができるようになります。</p> <p>具体的には、まず、各腕章における左端「第 号」のところですが、受付番号を付す「～の__」を削除いたしました。同様に、各表示板右端の「第～号」を削除いたしました。各表示板については、併せて「氏名」を外しております。</p> <p>第24号様式につきましては、右肩にございます候補者氏名等の欄において、「立候補届出」のところには不要な下線がございましたので、削ろうとするものでございます。</p> <p>第57号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第57号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第57号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第57号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第58号議案「期日前投票所の投票管理者及び</p>

	<p>その職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第58号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条の規定により、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会の次長相当職以上の者を選任してございます。</p> <p>第58号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第58号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第58号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第58号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第59号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>では第59号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第38条の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を次ページ以降の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第59号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第59号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第59号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第59号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 本日の日程確認</p> <p>○ 次回日程確認 平成27年4月18日（土）午前9時から</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>